

平成 21 年度 指定管理者監査結果報告書

第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第二 監査の対象

- 1 公の施設 羽村市動物公園
- 2 指定管理者 株式会社 横浜八景島
- 3 所管課 建設部土木課、総務部契約課

第三 監査の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第四 監査の期間

平成 21 年 10 月 23 日から平成 21 年 12 月 28 日まで

説明聴取日 平成 21 年 11 月 12 日

第五 監査の主眼

- 1 所管課
 - (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
 - (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
 - (3) 協定書等の締結は、適正に行われているか。
 - (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。
その承認手続きは適正に行われているか。
 - (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
 - (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- 2 指定管理者
 - (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
 - (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
 - (3) 会計処理は適正になされているか。
 - (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
 - (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
 - (6) 収納事務は適正に行われているか。
 - (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第七 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市動物公園
- (2) 所 在 地 羽村市羽 4,122 番地
- (3) 開 園 昭和 53 年 5 月 1 日
- (4) 施設の概要
 - ① 面 積 42,691 m²
総面積のうち約 3 分の 1 (14,000 m²) を動物園、残りの約 3 分の 2 (28,600m²) を公園としている。
 - ② 建物、動物舎の概要 (延べ面積 2,069.83 m²)
管理事務所、動物飼育舎、動物病院、売店、倉庫、便所、休憩所等 107 カ所
・サバンナ園 (1,300m²) 開設 (平成 15 年 4 月)
・スタディーホール (735.1m²) 開設 (平成 17 年 3 月)
- (5) 飼育動物の種類と数 (平成 21 年 4 月 1 日現在)
114 種 1,037 点 (哺乳類 : 38 種 659 点、鳥類 : 61 種 294 点、爬虫類 : 12 種 75 点、魚類 : 3 種 9 点)

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

平成 15 年の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、市民活動団体や民間事業者なども、公の施設の管理運営ができることとなった。指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間活力を導入し、より柔軟で質の高いサービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

そこで、市では、羽村市動物公園 (以下「動物公園」という。) の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、動物公園の指定管理者に「株式会社 横浜八景島」を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成 19 年 12 月 20 日	市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
26 日	応募方法等の説明会及び現地見学会を開催
平成 20 年 1 月 1 日	市広報紙に公募のお知らせ等掲載
7 日	質問受付終了
10 日	質問の回答を市ホームページ上に掲載
11 日	申請開始
18 日	申請締切 (3 団体から申請)
23 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
29 日	同上
	※ 応募者から提出された事業提案書、財務諸表等の応募書類により総合的に判断し候補者を選定
2 月 6 日	指定管理者候補者選定審査会結果を市長へ報告
12 日	行政改革推進本部会議開催 (指定管理者の候補者決定)
3 月 10 日	平成 20 年第 1 回議会 (定例会) において、「動物公園の指定管理者の指定について」原案可決
10 日	協定書締結
4 月 1 日	指定管理者による管理運営の開始

(2) 市と指定管理者との協定書の主な内容

動物公園の管理運営を行わせるため、市は「株式会社横浜八景島」と協定書を締結した。協定書に定める主な市と指定管理者の役割分担等は、下記のとおりである。

① 管理運営の指定期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(協定書第 7 条)

② 指定管理者の業務の範囲は以下のとおりである (協定書第 8.9 条)。

[本業務]

- ・ 動物公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 動物公園の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・ 市民と動物とのふれあい事業等に関する業務
- ・ 動物の収集、飼育、展示、保護、繁殖、調査及び研究に関する業務
- ・ 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及啓発に関する業務
- ・ その他、動物公園の管理に関し市長が必要と認める業務

[自主事業]

- ・ 条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する自主事業

③ 市が行う業務の範囲は以下のとおりである (協定書第 10 条)。

- ・ 不払い利用料金の強制徴収業務
- ・ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ・ 不服申立てに関する決定

④ 利用料金は、指定管理者の収入とし、動物公園条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする (協定書第 29. 30 条)。

⑤ 前払式証票 (プリペイドカード) で施設を利用した場合の利用料金の精算は、毎月行うものとする (協定書第 31 条)。

⑥ 市から指定管理者に支払う指定管理委託料は、下記のとおりである。また、この指定管理委託料を 12 で除した額を毎月支払うものとする (協定書第 27 条)。

ア 平成 20 年度 87,000,000 円

イ 平成 21 年度 87,000,000 円

ウ 平成 22 年度 87,000,000 円

エ 平成 23 年度 87,000,000 円 ※消費税、地方消費税を含む。

⑦ 管理施設及び管理物品の修繕については、年間 450 万円以上の修繕費を毎年計上し、市の承認を受けてから指定管理者が実施するものとする。なお、決算時に修繕費の余剰が生じた場合は次年度に繰越し、次年度の修繕費予算に上乘せするものとする (協定書第 17 条)。

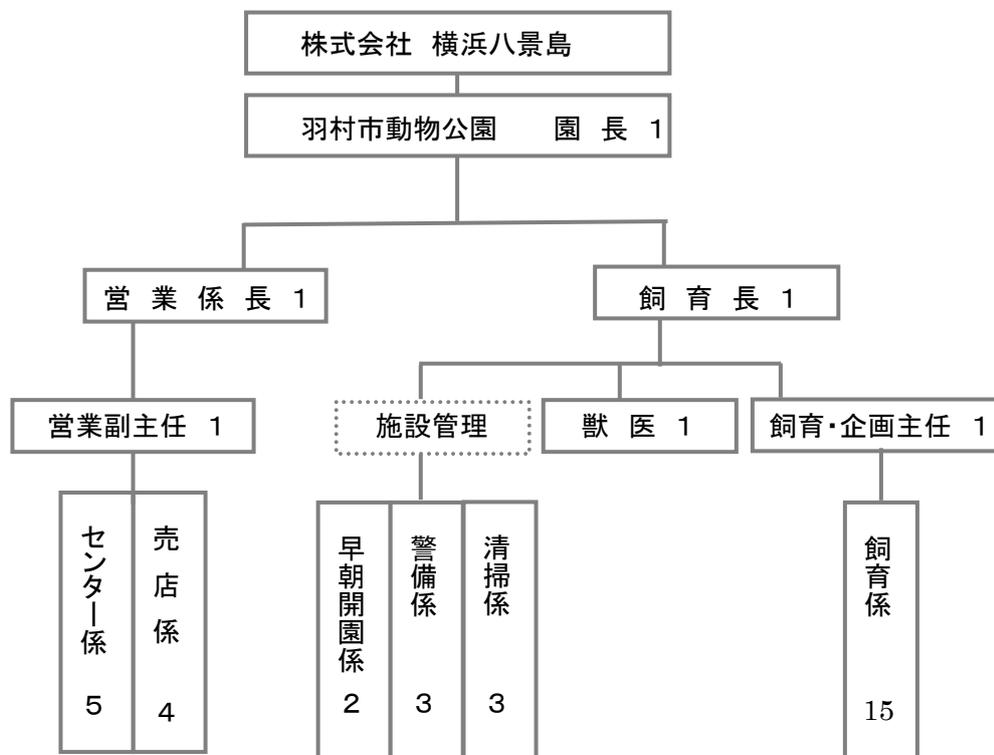
⑧ 管理物品は、指定管理者に無償貸与する。管理物品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった時は、双方の協議により、1 件 10 万円未満のものについては指定管理者が購入又は調達する。また、指定管理者は、管理物品の主要備品以外の備品等を調達し本業務に供することができる。この場合、年次事業報告書により市に報告するものとする (協定書第 21. 22 条)。

⑨ 火災保険及び施設賠償責任保険については、市が付加し、損害賠償責任保険は、指定管理者が付加するものとする (協定書第 35 条)。

3 事業概要

(1) 組織

指定管理者である株式会社横浜八景島における動物公園の管理運営体制は、以下のとおりである。



※上記の数字は職員の数(臨時職員・シルバー人材センター職員を含む)。また、点線四角の施設管理は飼育長等が兼務している。

(2) 事業の内容

動物公園は、市民の憩いの場を提供するとともに、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図ることで、公共の福祉の増進に資することを目的としている。

主な事業内容は、市民と動物のふれあい事業等に関する事、動物の収集、飼育、展示、保護、繁殖、調査及び研究に関する事、動物に対する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及啓発に関する事である。

指定管理者は、基本コンセプトに「羽村らしさを実感できるぬくもり動物公園」を掲げ管理運営を行っている。公共施設である動物公園の基本的使命と社会的責任を認識し、羽村市動物公園条例、指定管理者基本協定書・指定管理業務仕様書を遵守することは基より、これまで施設管理運営で培ったノウハウを最大限活用し、管理水準を維持向上させながらもコストの削減を行い、入園者にとって快適で安全な空間を創出するため新しい動物公園づくりに向けた事業を実施している。

童話をモチーフにした展示コーナー、動物と植物が調和する空間づくり、地域に根ざした動物公園を作るための市民協働による花壇づくりなど創意工夫を行いながら経費を抑えつつ、提案どおりの事業を実施しており、その成果を伺うことができる。

動物の飼育に関しては、社団法人日本動物園水族館協会が発行する「新・飼育ハンドブック」に準拠した飼育管理を行っている。

平成 21 年 4 月 1 日現在の飼育動物数は 114 種 1,037 点で、動物園同士が繁殖を目的に相互に貸出し、借入れするブリーディングローンによる借受け動物が 20 点、貸出し動物が 16 点となっている。

入園者サービスについては、利用者のサービス向上の取組みとしてコンプライアンスの体制を確立し、コミュニケーションの充実を徹底するとともに、障害者や高齢者が利用しやすいように配慮している。

また、来園者から意見や要望を聴きとるためにアンケート箱を設置し、管理運営の改善に反映させている。

施設の維持管理については安全・安心な施設運営を行うため、年度計画に基づき、施設の日常点検及び月次点検を実施している。

救護、安全対策面では、安全管理・事故防止マニュアルに従い、入園者の安全を第一に考え、日常的に公園内を巡回するとともに、異常や緊急事態には速やかに対応し安全確保に努めている。全職員を集めた避難訓練、火災訓練、動物脱出時対応訓練などを実施するとともに、朝礼等の日常業務の中で安全対策を実施している。

これまでも動物公園の特色の一つとなっていた動物とのふれあい体験（どきどき「ハンズオン」、ふれあいコーナー等）については継続実施するとともに、職場体験学習や飼育実習など教育機関への協力、動物公園としての使命である希少野生生物保護にも取り組んでいる。

事業実施については、これまでに市が実施してきた事業を継続し、一部変更・見直しを行うとともに、新規事業を企画し実施している。

開園時間については、市民の憩いの場の提供、市民の利用促進を目的に、早朝に無料開園を行うとともに（安全対策の観点から芝生広場などエリアを限定）、平成 21 年度は年末開園を予定するなどの改善を行っている。

平成 20 年度に指定管理者が実施した事業の状況は、第 1.2 表のとおりである。

第 1 表 事業成果指標指定事業

事業名	実施期間	事業名	実施期間
伝承行事・伝承飾り 鯉のぼり	4月中旬～5月中旬	動物愛護イベント	9月23日
〃 七夕	6月14日～7月7日	ネイチャーゲーム	通年(不定期)
〃 クリスマスツリー	12月初旬～25日	わくわく探検隊	通年(土日祝)
〃 門松	12月下旬～1月6日	夜間開園	7月中旬～8月(土日祝・旧盆)
新春イベント 甘酒	1月2日	親子ナイトツアー	7月25日、8月8日
新春イベント 餅つき大会	1月4日	羽村市産業祭出展	11月1.2.3日
動物スポットガイド サバンナ園	通年(土日祝)	文化財ウィーク	11月1～30日
〃 レッサーパンダ	通年(土日祝)	落ち葉プールの開設	11月～1月中旬(土日祝)
〃 オオカミ・ハイエナ	通年(土日祝)	動物名前募集	キツネザル・ビーバー・シマウマ
ボランティアステージ 演芸等	通年(不定期)	動物公園ボランティアの育成	通年
〃 ワシとタカとのふれあい	12月～2月(不定期)	羽村 ZOO トピックスの発行	年4回
動物慰霊祭	9月21日	動物公園ホームページの充実	通年
動物愛護標語募集	7月1～31日		

第2表 自主事業

事業名	実施期間	事業名	実施期間
※1 ウェルカムガーデン	4月末完成	園長と動物、植物見学ツアー	10月～第3土日
※2 ウサギとカメランド	10月11日オープン	ポニーライド	月1～2回(日祝)
※3 記念フラッグの募集	応募(8/20～9/20) 展示(10/11～3/31)	ヒツジの毛刈り	5月10日
水族館がやってきた	7/19～8/31	写生コンクール	募集(10/1～11/30) 展示(1/2～3/31)
サバンナ園バックヤードツアー	通年(土日祝)	写真コンクール	募集(10/1～11/30) 展示(1/2～3/31)
えさやりツアー	通年(土日祝)	ザリガニ釣り	6月21.22.28.29日
SL前で記念写真	通年(不定期)	カブトムシイベント	7/5～8/17
水鳥に餌をあげよう	通年(土日祝)	クリスマスナカイ企画	11/22～12/25
えさやり隊	通年(土日祝)	動物おみくじの販売	1/2～1/15
動物スタンプラリー	通年(土日祝)		

(注) ※1～3は、動物公園開園30周年記念事業。※1、※2は市民協働事業

(注) 表1・2にある事業については、平成21年度の実施にあたり、安全対策や衛生面での見直し・変更を行っており、継続していない事業もある。

(3) 入園者数の状況

動物公園総入園者数の状況は、第3.4表のとおりである。

指定管理者に移行した平成20年度の総入園者数は、年間245,128人で前年度と比べて6,321人増加している。この数値は市が示した目標値である230,500人を14,628人超え、指定管理者自身の目標値である235,500人を9,628人超えており、成果目標を達成することができている。

また、動物公園の過去5年間(15年度～19年度)の平均入園者数は224,090人であり、この数値と比較すると21,038人と大きく増加している。

一方、平成20年度入園者数の内訳は、大人が133,403人(前年度126,803人)、子どもが111,725人(前年度112,004人)となっており、前年度と比べて、大人は6,600人と大きく増えているが、子どもは279人少なくなっており、このような面においても少子化の進展が伺えるところである。

平成21年度上期(4～9月)の総入園者は162,932人で、前年度同月までの累計122,173人と比べ40,759人と大きく増加している。下期の入園者数は、冬期に入り天候等の影響で減ることも予想されるころではあるが、前年度に比べ大きく増加することが期待できるものである。

このような状況から判断すると、指定管理者の集客への努力が実を結んでいるとみられるものである。

第3表 過去5年間の総入園者数及び動物公園事業成果指標(入園者の見込み)

年 度	総入園者数	年 度	総入園者数	年 度	総入園者数見込
15年度	218,193人	18年度	230,220人	20年度	230,500人
16年度	206,231人	19年度	238,807人	21年度	231,000人
17年度	226,998人	5年平均	224,090人	22年度	231,500人

第4表 総入園者数比較

(単位:人)

区分 月別	平成19年度	平成20年度	比較	平成21年度	比較	
					対19年度	対20年度
4月	29,927	25,908	△ 4,019	33,863	3,936	7,955
5月	34,795	31,024	△ 3,771	36,011	1,216	4,987
6月	15,836	14,965	△ 871	18,463	2,627	3,498
7月	13,279	14,437	1,158	18,457	5,178	4,020
8月	11,218	12,934	1,716	21,793	10,575	8,859
9月	19,828	22,905	3,077	34,345	14,517	11,440
4～9月累計	124,883	122,173	△ 2,710	162,932	38,049	40,759
10月	28,743	32,467	3,724			
11月	20,822	22,473	1,651			
12月	10,416	9,545	△ 871			
1月	14,258	15,190	932			
2月	11,284	18,468	7,184			
3月	28,401	24,812	△ 3,589			
合計	238,807	245,128	6,321			

(4) 利用料金等の収入状況

動物公園の利用料金には、入園料(第5表のとおり)と物品販売等の収入があり、その収入状況は第6表のとおりである。

利用料金等の収入のうち入園料収入をみると、指定管理者に移行した平成20年度は35,533,610円で、前年度に比べ97,249円増加している。入園者数は、入園者数の状況で前述したとおり6,321人(2.6%)と増加しているものの、金額的には前年度比0.3%の増加に止まっている。この要因は、市内の免除団体等の利用増や動物公園開園30周年記念事業による無料開園日の設定などが考えられるが、過去5年間(15年度～19年度)の平均入園料収入は33,195,821円であり、この数値と比較すると約234万円上回っている。

平成21年度上期(4～9月)の入園料収入をみると、24,846,060円で前年度同月累計と比べ、7,718,400円増加している。これは、入園者数が前年度同月までの累計と比べ40,759人増加していることによるものである。

入園料等以外の収入としては、物品販売収入(サービスセンター、売店関係収入)とその他収入(自動遊具、イベント、自動販売機手数料等の収入)がある。民間の指定管理者制度の導入により、前年度の業務管理委託先であった「羽村市ふれあい地域づくり公社」の収入に比べ、平成20年度収入は1,765万円程増加している。

このように、利用料金等収入の平成20年度総計は、前年度に比べ約1,739万円増加しており、指定管理者の営業努力が伺えるものである。

第5表 入園料

区 分	金 額	区 分	金 額
75 歳以上の者	無料	4 歳以上 15 歳未満の者 ※中学生はこの区分に含む	50 円
65 歳以上 75 歳未満の者	100 円		
15 歳以上 65 歳未満の者	300 円	4 歳未満の者	無料

※羽村市動物公園条例には、入園料の減免の制度がある。

第6表 利用料金等収入の状況

(単位:円)

月別	区分	平成19年度	平成20年度	比較	平成21年度	比 較	
						対19年度	対20年度
4月		4,751,860	3,347,150	△ 1,404,710	4,799,640	47,780	1,452,490
5月		5,138,310	4,545,400	△ 592,910	5,560,220	421,910	1,014,820
6月		2,266,600	2,328,270	61,670	2,928,260	661,660	599,990
7月		1,904,100	1,533,850	△ 370,250	2,879,020	974,920	1,345,170
8月		1,690,270	1,909,070	218,800	3,388,510	1,698,240	1,479,440
9月		2,884,960	3,463,920	578,960	5,290,410	2,405,450	1,826,490
4～9月累計		18,636,100	17,127,660	△ 1,508,440	24,846,060	6,209,960	7,718,400
10月		3,848,770	4,346,750	497,980			
11月		3,071,230	3,340,190	268,960			
12月		1,555,010	1,425,650	△ 129,360			
1月		2,337,190	2,543,850	206,660			
2月		1,715,830	2,995,230	1,279,400			
3月		4,272,231	3,754,280	△ 517,951			
入園料計(A)		35,436,361	35,533,610	97,249	24,846,060	6,209,960	7,718,400
行政財産使用料(B)		360,000	0	△ 360,000			
※売店・堆肥販売収入		15,615,172					
※餌やり体験事業収入		4,702,655					
物品販売収入			23,469,570		15,986,750		
その他売上			14,499,186		11,062,144		
物品販売等計(C)		20,317,827	37,968,756	17,650,929	27,048,894		
合 計(A+B+C)		56,114,188	73,502,366	17,388,178	51,894,954		

(注)

- ・19年度収入の※印のある収入は、業務管理の委託先であった「ふれあい地域づくり公社」の収入である。
- ・行政財産使用料は「ふれあい地域づくり公社」からの売店使用料等である。
- ・指定管理者の収入は消費税込みの数値を用いている。
- ・21年度上期については、入園料のみ比較している。

(5) 収支の状況

動物公園の平成 20 年度収入支出決算状況及び平成 21 年度上期収入支出決算見込(消費税込)は、第 7 表のとおりである。

平成 20 年度の収入決算額は、1 億 6,050 万 2,366 円である。このうち市からの委託料は 8,700 万円で、構成比は 54.2%である。また、利用料金の収入は 3,553 万 3,610 円で、構成比は 22.2%である。売店等の物品販売収入は 2,346 万 9,570 円で構成比は 14.6%で、イベントや遊具等のその他の収入は 1,449 万 9,186 円(9.0%)である。

支出決算額は 1 億 3,830 万 4,978 円で、人件費が 6,330 万 2,070 円で全体の 45.8%を占めている。その他の経費は 7,500 万 2,908 円で、その主なものは飼育費が 1,502 万 4,897 円(10.9%)、委託業務費が 1,193 万 4,265 円(8.6%)となっている。

収支決算額は、2,219 万 7,388 円の黒字決算となっている。

平成 21 年度上期(4~9 月)の収入決算見込額は、9,539 万 4,954 円である。このうち市からの委託料は 4,350 万円で、構成比は 45.6%である。また、利用料金の収入は 2,484 万 6,060 円で、構成比は 26.0%である。売店等の物品販売収入は 1,598 万 6,750 円で構成比は 16.8%で、イベントや遊具等のその他の収入は 1,106 万 2,144 円(11.6%)である。

支出見込額は 7,063 万 7,574 円で、人件費が 3,689 万 919 円で全体の 52.2%を占めている。その他の経費は 3,374 万 6,655 円で、その主なものは飼育費が 819 万 9,174 円(11.6%)、商品仕入費が 670 万 7,361 円(9.5%)となっている。

収支決算額は、2,475 万 7,380 円の黒字を見込んでいます。

第 7 表 平成 20 年度及び平成 21 年度上期の収支の状況 (消費税込)

(単位:円、%)

項 目	平成20年度		平成21年度(決算見込)		
	全期(4-3月)	構成比	上期(4-9月)	構成比	
収入の部	市委託料	87,000,000	54.2	43,500,000	45.6
	利用料金収入	35,533,610	22.2	24,846,060	26.0
	物品販売収入	23,469,570	14.6	15,986,750	16.8
	その他の収入	14,499,186	9.0	11,062,144	11.6
	収入合計(A)	160,502,366		95,394,954	
支出の部	人件費	63,302,070	45.8	36,890,919	52.2
	その他の経費	75,002,908	54.2	33,746,655	47.8
	商品仕入費	9,701,507	7.0	6,707,361	9.5
	修繕費	5,617,875	4.0	788,737	1.1
	光熱費	7,061,457	5.1	2,838,393	4.0
	水道費	6,903,456	5.0	3,627,877	5.1
	委託業務費	11,934,265	8.6	5,766,592	8.2
	飼育費	15,024,897	10.9	8,199,174	11.6
	その他	18,759,451	13.6	5,818,521	8.3
支出合計(B)	138,304,978		70,637,574		
収支差引(A) - (B)	22,197,388		24,757,380		

4 総括

動物公園の指定管理者である株式会社横浜八景島及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、所管課については、協定書にある年度事業計画書及び事業報告による履行確認、月次報告書の提出を受ける際に実施する連絡調整会議など履行確認及び指導監督はおおむね適正に行われていた。

動物公園に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理によるコストの削減を図るためである。その意味で、動物公園の指定管理者に株式会社横浜八景島を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が達成されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

◆動物公園の入園者数について

数字でみる成果として、まず挙げられるものに「入園者数」がある。今回の監査では、指定管理者の利用促進のための努力について検証を行ったが、結果として、市が示した成果目標を大きく上回っている(6頁「入園者数の状況」参照)。

この要因は、指定管理者の基本コンセプトである「羽村らしさを実感できるぬくもり動物公園」を目指した事業計画とその実施内容に整合性があり確実実施されていること。早朝開園(芝生広場等一部を無料開放)等の実施による市民サービスの向上、好評なナイトツアーの回数増などに表れる利用時間の拡大。そして※シロテナガザル「おかゆ」を代表とするパブリシティの効果など、指定管理者の創意工夫による適切なサービスの提供によるところが大きいと考えられる。

一方、100年に一度ともいわれる厳しい社会経済状況の中、身近な動物公園に目が向けられる現状も伺われ、都内他施設の入園者数と比較したのが第8表である。羽村市動物公園は、平成20年度の対前年度増減率は2.6%にとどまっているが、平成21年度上期は33.4%と他園を大きく上回っている。

このようなことから、指定管理者導入による効果としての入園者の増加を評価するところである。

第8表 入園者数の状況

区 分	平成20年度		平成21年度(上期)	
	入園者数	対前年度増減	入園者数	対前年度同期増減率
羽村市動物公園	245,128人	2.6%	162,932人	33.4%
恩賜上野動物園	2,898,191人	△17.1%	1,661,304人	10.7%
多摩動物公園	1,073,209人	7.5%	615,714人	7.2%
井の頭自然文化園	649,062人	1.6%	392,250人	17.2%

※シロテナガザル「おかゆ」: 育児放棄され人口飼育された猿の赤ちゃん(2008年1月7日に生まれ)。メディアが取り上げ話題となる。

◆指定管理者の経営努力について

経営の面では、市が指定管理委託料を支払い経営支援をしているものの、平成20年度の収支で約2,220万円の黒字決算となっている。また、平成21年度においても入園者数は増えており、黒字決算になることが予想される状況である。

この要因は、物品販売や自主事業の展開の成果による大幅な収入増に加え、日ごとのコスト削減による経常的な管理運営費の抑制にある。動物飼料として大型店舗の売れ残りの野菜を貰い受けたり、再生品を活用した手づくり展示コーナーの設置、職員自らの手による剪定作業など骨身を惜しまない努力により、サービスの質を落とさずに必要経費を下げる工夫を行っている。また、人件費や光熱水費についても、経費の節減に努めている。

このような日常の経費の抑制からも指定管理者の経営努力を伺えるものであり、徹底した経費節減の努力の結果としての収益を評価するものである。

◆指定管理者制度の継続性について

動物公園は、自治体が経営するユニークな動物公園として昭和53年に開設し、小動物とのふれあいなど小さな動物公園の特性を生かし、子どもから高齢者まで幅広い層に親しまれてきた。動物園本来の役割とともに、市民等の憩いの場として大きな役割を提供している。市は、これまでも、動物公園園長を全国公募（平成14年実施）するなど創意工夫を行い運営してきたが、開設30周年という節目の平成20年に指定管理者制度を導入した。

管理委託制度から指定管理者制度に移行した単純な効果額として、委託料を比較すると1,132万円が算出される。この数値だけみても、指定管理者制度の目的である経費節減を達成しているとも考えられる。

一方、指定管理者は経営努力を行いながら、公の施設としての趣旨をよく理解し、市民協働による運営、教育の場としての提供、開園時間の拡大など市民サービスの向上や安全性についても真摯に取り組んでいる姿勢が見受けられ一定の成果につながっており、事業の継続性が期待できるものである。

今後も安定的に継続し事業を運営していくためには、収入増につながる入園者数の維持・増加、施設の老朽化による整備、適正かつ有効な利用料金及び指定管理委託料の検証など様々な課題が考えられる。

その課題を解決し、指定管理者からの提案に柔軟な姿勢で対応していくためには、公の施設の設置者として、市が指定管理者の状況を適切に把握・分析・評価していくことが重要である。今回の監査では、指定管理者から提出される事業報告書を所管課が十分に分析し評価しているとは言いがたい状況が見受けられた。また、多忙な所管課において、指定管理者との連絡調整が効率的・効果的に行われていない状況も見受けられた。

市民サービスを提供する公の施設として管理運営が安全かつ適正に行われるとともに、継続的にサービスが提供されるよう、市全体の課題として、指定管理者制度における日常的・継続的な点検・評価が効率的に行われるシステムの構築を要望するものである。

※計算式：A-B=1,132万円

A 19年度管理委託制度時の支出額(9,832万円)＝19年度動物公園業務委託費(1億3,412万円)－市に収入された使用料等(3,580万円)／ B 20年度指定管理委託料(8,700万円)